再照会及び再申入書

令和6年12月13日

 $\mp 060 - 0061$

札幌市中央区南1条西10丁目4番地南大通ビルアネックス6階

田中·渡辺法律事務所

株式会社アイヴィ・サービス 代理人

弁護士 渡 辺 宙 様

 $\mp 060 - 0004$

札幌市中央区北4条西12丁目1番55 ほくろうビル3階 内閣総理大臣認定 特定適格消費者団体・適格消費者団体 特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道

> 理事長 松 久 三 四 彦 TEL 011-221-5884 FAX 011-221-5887

第1 はじめに

当法人から令和6年9月17日付申入書にて申入れを行いました件につき、同年 10月4日付け「回答書」と題する書面(以下「回答書」といいます。)にて、ご回 答いただきまして、ありがとうございました。申入事項のうち、概ねは、改訂いた だきましたが、一部につき、以下の通り、ご照会ないし再申入れいたします。

第2 ご照会ないし再申入れの理由

- 1 諸経費につきまして
 - (1) 回答書第1項、第2項によりますと、諸経費に関しまして、以下①②の通り修正を予定する旨の回答がなされております。
 - ① 調査委任契約書第3項②につきましては、全調査日数のうち、調査終

了までの経過日数を控除した未経過の調査日数の割合に応じた金額を 返還する内容への修正。

② 同4項につきましては、諸経費から、調査を実施した場合の実稼働分に対応する諸経費(諸経費総額のうち、予定総稼働時間に占める実稼働時間の割合に応じた金額)を控除した残額を返還する内容への修正。

これらは、いずれも、稼働時間・稼働日数に応じて諸経費が割合的に生じ、かかる経費を委任者に請求する内容となります。

- (2) この点につき、民法656条の準用する民法650条1項においては、受任者が委任事務を処理するのに必要と認められる費用を支出した場合の費用償還請求権につき定められています。この点につき、調査委任契約書の上記条項が、実際に事務処理に要した費用より過大な費用が請求される内容であれば、上記民法の規定より消費者の義務を加重する条項となりますので消費者契約法10条が適用され、無効となる可能性があります。
- (3) そのため、貴社におかれましては、諸経費の発生根拠及びこれが稼働時間・稼働日数に応じて諸経費が割合的に生じる理由につきご回答いただき、もし、上記各条項が、実際に要した経費より過大な費用を委任者に請求する内容の条項である場合は、消費者契約法10条に違反しない規定に修正ください。

2 基本料金につきまして

(1) 回答書第3項によりますと、第9項④1)の引用する調査委任契約書の解約 手数料(違約金)欄の、調査着手前の解約に関し、基本料金分(5万500 0円)を解約手数料とする規定につき、事情聴取、提供資料の分析、情報整理、調査方法に関する会議等の調査準備行為を実施し、これに経費を要しているため、平均的損害を超えることはなく、消費者契約法9条1項1号に違 反しないとして、修正を否定する旨の回答がなされております。

- (2) しかし、もし仮に、調査実施前に、貴社の指摘する行為がなされるとしても、当該規定は、例えば、契約当日や翌日に解約した場合等、上記調査準備行為が行われていない時点(もしくは調査準備行為が行われたとしてもその対価が基本料金分に満たない場合)においても、基本料金分相当の解約手数料を課す内容となりますので、やはり平均的損害を超える違約金を定めた条項として消費者契約法9条1項1号に違反することとなります。
- (3) そのため、貴社におかれましては、上記条項に関し、解約手数料の金額が 貴社の平均的損害を超えない内容に修正を申し入れます。

第3 回答の期限など

以上の申入れに対する貴社のお考えを、令和7年1月20日までに、書面にて、 当法人事務所までご送付ください。貴社からのご回答の有無及びご回答・ご報告い ただいた場合のそれらの内容は、当法人の活動目的のためにホームページ等にて公 表させていただきますので、あらかじめ申し添えます。